

奉行V ERP OCI規約書

この規約は、本規約書で指定される奉行V ERP OBC® Certified Instructor(以下「OCI」という)の活動についての規約を定めるものである。

第1条（定義）

奉行V ERP OBC Certified Instructor 認定制度(以下「OCI 認定制度」という)とは、株式会社 オービック ビジネスコンサルタント(以下「OBC」という)がOBC 製品に関する指導技量が一定のレベルに達していることを確認するために行う試験及び資格授与の制度をいう。

第2条（規約の遵守）

OCI とは、OCI 認定制度によって実施されるOCI 認定試験合格した者をいう。OCI は本規約に従い対象システムの販売やサポート等の業務(以下「役務」という)を行うものとする。本規約の内容については、OBC による30 日前の事前の通知により変更することができるものとする。

第3条（OCI の要件）

OCI の資格取得には以下の要件を満たさねばならない。

1. 受験しようとする対象システムについて、一般的な業務知識があること。
2. 業務システムの販売やサポートを行うために必要な業務知識や指導経験があること。
3. OCI 認定制度によって実施されるOCI 認定試験に合格していること。

第4条（地位の譲渡）

OCI は、本規約上の地位をいかなる理由によっても第三者に譲渡することはできない。

第5条（OCI の名称及びロゴの使用）

1. OCI の名称及びロゴは、OBC 製品の指導・教育活動に限り使用することができる。ただしその使用については、OCI 資格を付与された種類に限定される。
2. OCI の名称及びロゴは、以下の各号を遵守することを条件として使用することができる。
(1)OCI が本規約の規定および本規約に関連する全ての約款の規定を遵守すること。
(2)OCI がOCI の名称及びロゴに関連して提供する役務が十分に品質の高いものであること。

第6条（OCI の義務）

1. 第三者からOCI と分かるよう、活動する場合は認定カードを携帯する。また、自らの身分を明らかにし、OBC の従業員あるいは代理人と誤認させないように注意すること。
2. OCI の名称・ロゴ、OBC システムの違法コピーなどを発見した場合は、直ちにOBC に報告する。

第7条（有効期間）

1. 本規約に基づくOCI 資格に関する有効期間(以下「有効期間」という)は、OCI 認定試験受験後、OBCがOCI として認定する日より1年間とする。OBC もしくはOCI が満了日の30 日以前に相手方に更新拒絶の意思表示を通知しない場合、有効期間は1年間自動更新されるものとし、その後も同様とする。
2. 前項に規定する有効期間内において、OCI のコース内容につき重大かつ大きな変更があった場合、変更内容発表後にOBCの提示する方法でOBCの指定する期日までにアップデート講習を受講するものとする。OBC の指定する期日までにアップデートセミナーを受講しない場合は、前項の規定に関わらずOCI 資格は自動更新されず期間満了をもって終了するものとする。なお、OBC よりアップデート講習に代わる資格更新手続きが提示された場合はこの限りではない。

第8条（資格喪失事由）

OBC は次に挙げる事由のうち、いずれかひとつに該当する事由が発生した場合、直ちに資格を喪失させることができるものとする。

1. 第3条に定める資格要件を喪失したとき。
2. OCI の品位と名誉を著しく毀損し、OBC あるいは他のOCI に迷惑をかけたとき。
3. 本規約に違反したとき。

第9条（資格喪失による効果）

本規約第7条・第8条によりOCI がOCI としての資格を喪失した場合、当該OCI はこれ以降OCI としての活動を一切することを禁止され、OBC より提供されたあらゆる資料等を直ちに返却もしくはOBCの指示によって破棄するものとする。いかなる場合も、OCI の資格喪失後当該OCI が行う教育活動について、OBC は何らの保証もしない。

第10条（補償責任）

OCI は、本規約に基づくOCI の活動についてOBC を保護し、本規約の履行に関するOBC の責任に基づかない事由を原因とするOBC に対するあらゆる種類の請求・損害等を補償し、OBC に何らの損害を与えないものとする。

第11条（総則）

本規約に定めのない事項、本規約に疑義の生じた事項については、両者協議の上解決するものとする。